

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景・目的

わが国では、少子化や核家族化が進行し、一人ひとりの価値観やライフスタイルが多様化する中で、家族や身近な地域とのつながりが希薄となり、子育てにおける孤立感や負担感の増加、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖など、子どもと子育てを取り巻く環境はより複雑化しています。

また、経済的な事情や女性の就業に対する意識の変化などにより、共働き家庭は増加を続けていますが、仕事と子育ての両立を支える制度や意識は浸透しているとは言えない状況にあり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

市では、平成24年8月成立の子ども・子育て関連3法<sup>1</sup>に基づいた教育・保育の需要量の実態に合わせた整備計画である「子ども・子育て支援事業計画」を始めとした、子ども・子育てに関する各種計画を包括した「ひがしまつやま子ども夢プラン」を平成27年3月に策定しました。

これらの計画を通じて、市民が安心して子どもを育てられる環境の整備や市の未来を担う子どもたちへの支援策として、新たな保育施設の開設、延長・休日保育の実施、相談体制の整備、子どもたちの居場所づくりなどに総合的に取り組み、子育てに希望の持てるまちづくりを進めてきました。

令和元年度においては、「ひがしまつやま子ども夢プラン」が最終年度となっていることから、これまでの取組の成果・課題等を踏まえて、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定しました。

この計画に基づいて、更に子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進することにより、社会全体で、切れ目のない「子育て」、「親育ち」の支援の充実を図ることを目的として、子どもの笑顔がより一層かがやく社会を実現することを目指します。

<sup>1</sup> 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

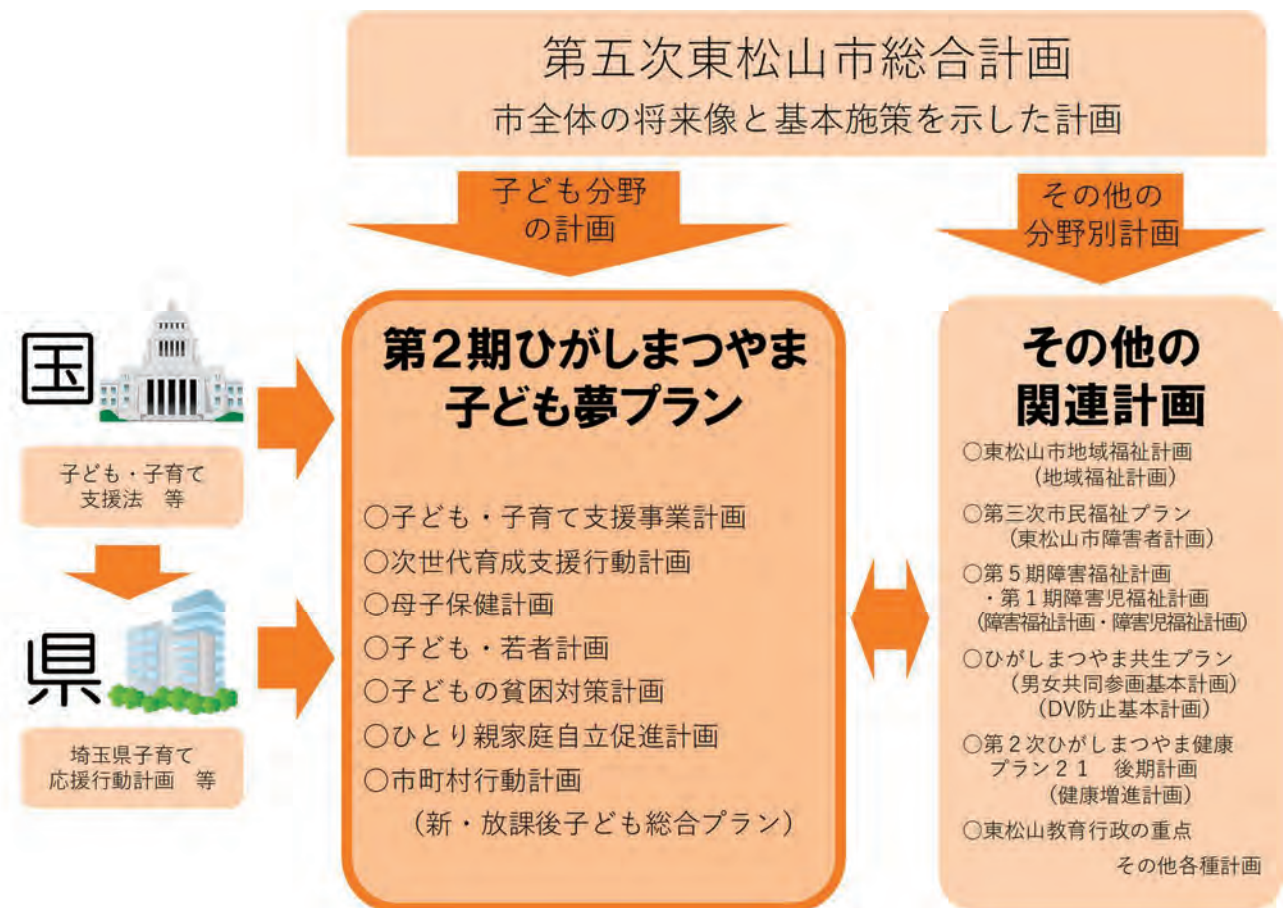
## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条<sup>2</sup>に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であって、これまでの「ひがしまつやま子ども夢プラン」（平成27年度～令和元年度）を引き継ぐ計画として策定したものです。

また、本計画は、その他の子育て支援に関連する法律等に基づく「次世代育成支援行動計画」（次世代育成支援対策推進法）、「母子保健計画」（厚生労働省通知）、「子ども・若者計画」（子ども・若者育成支援推進法）に加え、「子どもの貧困対策計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）、「ひとり親家庭自立促進計画」（母子及び父子並びに寡婦福祉法）、新・放課後子ども総合プランの「市町村行動計画」（文部科学省・厚生労働省通知）として位置づけています。

さらに、本計画は、「第五次東松山市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画など）や男女共同参画基本計画・DV防止基本計画、教育行政の重点などと整合を図りながら進めていくものです。

### ◇計画の関連図



<sup>2</sup> 「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを期間とする5年計画です。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
ひがしまつやま 子ども夢プラン	第1期計画										
				計画策定		第2期計画					
									計画策定		新計画

### 4 本計画における対象範囲

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」を含むため、通常の児童の範囲（おおむね18歳まで）を超えた30歳代までを対象とします。

